平成28年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金制度について

兵庫県では、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」を活用し、私立高等学校等の生徒（新制度の就学支援金の受給資格を有する者）の保護者で、生活保護（生業扶助）受給世帯または市町村民税所得割額０円の世帯の方に対し、修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、生徒会費等の教育に必要な経費を支援するため、奨学給付金を支給します（返還の必要はありません）。

所定の基準にあてはまる場合は、学校に申請してください。

なお、申請の要件、支給額などの詳しいことは学校にお問い合わせください。

兵庫県の奨学給付金の支給を受けることができる人

◆　**対象者の条件**

平成28年７月１日現在、私立の高等学校・中等教育学校（後期課程）・高等専門学校・専修学校（高等課程）・各種学校に在籍する１～３年生（平成26年度以降に中学校から高等学校等に進学した生徒で、新制度の就学支援金受給資格を有する者(特別支援学校の生徒を除く)）の保護者が、次の要件すべてに該当すれば、支給を受けることができます。

(1) 保護者（学校教育法第１６条に定める子に対して親権を行う者）が兵庫県在住であること。
（生徒の居住地は兵庫県外でも構いません。）

(2) **生活保護世帯（生業扶助受給）**または、平成27年の収入に基づく平成28年度の**市町村民税所得割額（保護者の合計額）が０円**であること。

＜ご注意＞

※　生徒が平成26年３月以前に高等学校等に在籍していた場合は、対象外です。
※　生徒が平成28年７月１日現在高等学校等に在籍していない場合は、対象外です。
※　生徒が平成28年７月１日現在高等学校等を休学している場合は、対象外です。
※　保護者が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、対象外です。
※　保護者の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合は、対象外です。
※　保護者が兵庫県内と兵庫県外に別居し、兵庫県外在住の保護者が、兵庫県以外の都道府県が国補助金を受けて実施する類似制度を申請している場合は、対象外です。
※　高校生一人につき、申請できる回数は３回（定時制・通信制は４回）までです。

◆　**支給額（家族構成や学校の種別によって支給額が異なります。）**

区分		支給額（年額）	
		全日制･定時制	通信制
生活保護世帯（生業扶助受給）		52,600円	52,600円
平成28年度市町村民税所得割額０円（保護者全員の合算）	下記を除く高校生等 （※保護者が生徒を扶養していない場合、この区分となります）	67,200円	38,100円
	①２人目以降の高校生等 ②当該世帯に、15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹(高校生等以外)がいる世帯の高校生等	138,000円	38,100円

※15歳以上23歳未満：平成５年７月３日～平成13年４月１日に生まれた方を指します。

※どの支給区分に該当するかは、「平成28年度私立高等学校等奨学給付金申請額確認シート」でご確認下さい。

◆　**申請書の提出**

以下の書類を、学校が定める日までに学校に提出してください。

<table>
<tr><th>必要書類</th><th>対象世帯</th><th>発行機関</th></tr>
<tr><td>私立高等学校等奨学給付金支給申請書(表裏２面とも記入してください)</td><td rowspan="2">全世帯</td><td>申請者が記入</td></tr>
<tr><td>住民票
・申請者の世帯全員分（続柄の記載があるもの）
・申請者以外の保護者等、対象生徒又は対象生徒以外に扶養している高校生等もしくは 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹の住民票所在地が申請者と異なる場合は、対象生徒又は兄弟姉妹の住民票（在寮証明書でも可）</td><td>市(区町)役場</td></tr>
<tr><td colspan="3">所得を証明する書類（以下のいずれか）</td></tr>
<tr><td>○生活保護世帯のうち、生業扶助を受給している世帯
生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書
・ 別添の「生業扶助受給証明書」に、福祉事務所の証明(押印)を受けて提出してください(市町が発行する証明書により、生業扶助の受給が証明できる場合は、市町が発行する証明書でも可)</td><td rowspan="2">生活保護受給世帯</td><td rowspan="2">福祉事務所</td></tr>
<tr><td>○生活保護を受給しているが、生業扶助を受給していない世帯
生活保護を受給しているが、生業扶助を受給していないことが分かる証明書（保護開始が平成 28 年１月２日以降の場合は、別の書類が必要となりますので、お問い合わせください。）
・ 市町が発行する、生業扶助を受給していないことが明記されている「生活保護受給証明書」を提出してください。
・ 申請者、対象生徒、対象生徒以外の兄弟姉妹との扶養関係が分かる証明書を提出してください。</td></tr>
<tr><td>○市(町村)民税所得割額０円の世帯(生活保護受給世帯を除く)
親権者全員の平成 28 年度課税証明書・非課税証明書
・控除対象配偶者の場合も、親権者全員の課税証明書が必要です。
・「特別徴収税額決定通知書」「納税通知書及び明細書」でも構いません。</td><td rowspan="2">市(町村)民税所得割額０円の世帯</td><td>市(区町村)役場</td></tr>
<tr><td>健康保険証のコピー
・ 対象生徒（必須）
・ 対象生徒以外の申請者が扶養する高校生等もしくは 15 歳以上 23 歳未満(中学生を除く)の兄弟姉妹分(申請額 138,000 円の場合のみ)</td><td>申請者がコピー</td></tr>
<tr><td>対象生徒以外の高校生等の奨学給付金支給申請書のコピー
※対象生徒以外の高校生等が奨学給付金の申請をしている場合のみ必要</td><td>生業扶助受給世帯以外</td><td>申請者がコピー</td></tr>
</table>

なお、就学支援金や兵庫県授業料軽減補助を申請した際、これらの書類を学校に提出済の場合、再度提出する必要はありません。詳しくは、学校にお問い合わせください。

◆　**支給の決定**

・奨学給付金は、県から学校への交付決定後、学校から支給されます。
・生徒の 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹が、保護者に扶養されていることを健康保険証等で確認できない場合、扶養されている兄弟姉妹が「いない」区分になります。
・虚偽の申請や不正受給が判明した場合は、支給の決定が取り消され、すでに奨学給付金が支給済みの場合は、返還を求められることがあります。

平成28年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金申請額確認シート

不明の場合の問合せ先

対象となる高校生等は、平成26年4月1日以降に高等学校等に入学しましたか？

いいえ → 給付対象外です

はい

生徒が在籍する高等学校等

保護者等の居住地は兵庫県内ですか？

いいえ → 保護者等の居住地の都道府県にお問い合わせください

はい

平成28年７月１日現在、高等学校等に在籍しており、休学していませんか？

いいえ → 給付対象外です

はい

生徒が在籍する高等学校等

生活保護を受給していますか？

いいえ

はい

生業扶助を受給していますか？

はい → 52,600円（年額）

いいえ

福祉事務所

平成28年度市町村民税所得割額（保護者全員の合算）が0円ですか？

市(区町)役所

はい

いいえ → 給付対象外です

対象生徒が在籍する課程は通信制ですか？

はい → 38,100円（年額）

いいえ

生徒が在籍する高等学校等

対象生徒以外に、申請者が扶養している15歳以上23歳未満（中学生及び高校生等を除く）の兄弟姉妹はいますか？

はい → 138,000円（年額）

いいえ

対象生徒以外に、申請者が扶養している高校生等の兄弟姉妹はいますか？

いいえ → 67,200円（年額）

はい

いいえ

高校生等の兄弟姉妹の中に、次のいずれかに該当する者がいますか？
①奨学給付金を申請していない
②通信制の高等学校等に通っている
③第一子単価（公立：59,500円,私立：67,200円）で申請している

はい → 138,000円（年額）